

## 被保険者の皆さんへのお知らせ 保険証を更新します

- ⊕ 新しい保険証は、7月14日頃に発送します。  
発送してからお手元に届くまで1週間～10日程度かかります。7月27日頃になっても届かない場合は、保険課まで問い合わせください。
- ⊕ 新しい保険証は、薄い黄緑色の封筒に入れて郵便受けまで配達した記録の残る郵便でお届けします。
- ⊕ 新しい保険証の色はオレンジ色です。8月1日から令和6年7月31日まで使えます。  
マイナンバーカードを保険証として使用している方も、有効期限内は大切に保管してください。
- ⊕ 医療機関等での窓口負担割合は、令和4年中の所得の状況により「1割」「2割」「3割」のいずれかになります。  
お医者さんにかかるときは、保険証に書いてある住所や名前のほか、「一部負担金の割合」「有効期限」も確かめましょう。
- ⊕ 現在の保険証（薄い緑色）は、令和5年7月31日まで使えます。  
現在使っている保険証（薄い緑色）は、8月1日以降に新しい保険証と間違えないようにご家庭で破棄してください。

## 該当する方へのお知らせ 限度額適用認定証等を更新します

入院などで高額な医療費がかかる場合、医療機関で保険証といっしょに「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を提示すると、1カ月あたりの窓口負担額が自己負担限度額までとなります。

〈該当する方〉

- ✦ 一部負担金の割合が1割の方で、住民税非課税世帯の方
- ✦ 一部負担金の割合が3割の方で、同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方

令和5年7月31日まで使える限度額適用認定証等（白色）の交付を受けていた方で、8月からも引き続き該当する方には、新しい限度額適用認定証等を7月21日頃に発送します。

また、該当する方が入院などで限度額適用認定証等が必要になるときは、保険課の窓口で申請してください。

## 令和5年度の後期高齢者医療保険料について

令和5年度の保険料額決定通知書（1年分の保険料のお知らせ）を、7月下旬頃にお届けします。

保険料は、被保険者1人ごとに、令和4年中の所得の額に応じて島根県後期高齢者医療広域連合が決定しています。

$$\text{年間保険料額 (限度額 66 万円)} = \text{均等割額 被保険者1人あたり 50,880 円} + \left( \text{前年中の総所得金額等} - \text{基礎控除額 43 万円} \right) \times \text{所得割率 9.35\%}$$

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の 軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+53万5千円×(被保険者数)以下	2割

## 保険料の納めかた

保険料は原則として年金から引取り（特別徴収）で納めていただきますが、後期高齢者医療保険に加入したばかりの方や、介護保険料が年金からの引取りではない方などは、普通徴収（口座振替または納付書払いのいずれか）で納めていただきます。保険料のお知らせに納付書が同封されている場合は、金融機関やコンビニエンスストア等で期限までに納めてください。

口座振替の申込みは、通帳と印鑑をお持ちのうえ金融機関で手続きをしてください。

制度について詳しくは、保険証に同封の『後期高齢者医療制度のしおり』をご覧ください。

【問い合わせ先】 市保険課 保健・年金係（後期高齢者医療担当） ☎ 31-0215 ☎ 24-0180